

答申 情第32号

平成26年4月14日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成25年9月11日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年7月30日付け職員第7号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

## 2 異議申立ての経緯

(1) 平成25年7月16日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、過去10年間の市役所職員の兼業許可申請の書類について、公文書の公開請求を行った。

(2) 実施機関は、公開請求に係る公文書を「平成24年4月1日から平成25年6月28日までに許可した兼業許可申請書」と特定し（なお、平成23年度以前に許可した兼業許可申請書については、平成25年7月30日付け職員第8号により別に決定がなされている。）このうち、個人の氏名、所属、職種、印影、勤務先、所在地、事業の内容、職名、勤務時間、収入、業務予定期間、業務内容と責任の程度、営利企業等に従事をする理由、営利企業等に従事することが現職に与える影響を、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため（条例第7条第1号）」に該当するとの理由で非公開とし、平成25年7月30日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。

(3) 平成25年8月19日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年9月11日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成25年11月20日付け意見書及び同年12月18日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

全てを非公開としたら情報公開とは言えない。書式の公開である。本来、公務員は兼業が制限されており、詳細を市民に公表すべきと考える。本業に力を入れて仕事をしていれば、兼業できる余裕はないはずである。名前以外は個人情報ではないので、名前以外のその他は公表すべきである。

#### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 対象となっている公文書について

ア 平成24年4月1日から平成25年6月28日までに許可した兼業許可申請書（以下「本件対象文書」という。）

イ 本件対象文書は、本市職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項及び相模原市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成22年人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第2条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することについて、市長の許可を受けるために申請する書類である。

##### (2) 非公開とした部分

本件対象文書に記載された内容のうち、「個人の氏名」、「所属」、「職種」、「印影」、「勤務先」、「所在地」、「事業の内容」、「職名」、「勤務時間」、「収入」、「業務予定期間」、「業務内容と責任の程度」、「営利企業等に従事が必要とする理由」、「営利企業等に従事することが現職に与える影響」

##### (3) 非公開とした理由

本件対象文書に記載されている「個人の氏名」、「所属」、「職種」、「印影」、「勤務先」、「所在地」、「事業の内容」、「職名」、「勤務時間」、「収入」、「業務予定期間」、「業務内容と責任の程度」、「営利企業等に従事が必要とする理由」、「営利企業等に従事することが現職に与える影響」は、職員個人の社会的な地位、活動及び経歴に関する個人の情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当し、かつ、公務員として職務を遂行する場合に必要な情報ではないため、本号ただし書きウに該当せず、非公開としたものである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本市職員が公務員として従事する職務とは別に、営利企業等に従事する際に提出する、法第38条第1項及び規則第2条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することについて市長の許可を受けるために申請した書類で、平成24年4月1日から平成25年6月28

日までに許可した兼業許可申請書である。

(2) 条例第7条第1号ただし書きウ該当性について

ア 条例第7条第1号ただし書きウの趣旨及び解釈

条例第7条第1号ただし書きウは、個人情報であっても、公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。公務員の職務の遂行に関する情報とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、職務の遂行に関する情報には当たらないとしている。

イ 当審査会の判断

ここでは、本件対象文書に記載されている業務自体が条例第7条第1号ただし書きウに規定する「公務員の職務の遂行に関する情報」に該当するか検討を行う。

兼業許可の手続きについて確認したところ、職員が営利企業の従事について許可を受けようとするときは、兼業許可申請書を提出しなければならないが、任命権者は規則第3条の規定に基づき、法の精神に反する場合、職員の遂行と特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合、職員の職務の遂行に支障があり、又はその発生のおそれがある場合を除き、許可することができるとのことであった。

本件対象文書を見分したところ、地域社会における貢献や自己、家族に起因する理由による業務などであり、これらは各職員が所属する部署の上司の職務上の命令に従い遂行した業務とは言えず、公務員の職務の遂行に関する情報ではないと考えるのが妥当である。

よって、本件対象文書中の「個人の氏名」、「所属」、「職種」、「印影」、「勤務先」、「所在地」、「事業の内容」、「職名」、「勤務時間」、「収入」、「業務予定期間」、「業務内容と責任の程度」、「営利企業等に従事を必要とする理由」、「営利企業等に従事することが現職に与える影響」は、本号ただし書きウには該当しない。

(3) 条例第7条第1号(個人に関する情報)該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事

業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とするものである。

#### イ 当審査会の判断

本件対象文書に記載されている「個人の氏名」、「所属」、「職種」、「印影」、「勤務先」、「所在地」、「事業の内容」、「職名」、「勤務時間」、「収入」、「業務内容と責任の程度」、「営利企業等に従事を必要とする理由」、「営利企業等に従事することが現職に与える影響」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるので、条例第7条第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

「業務予定期間」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるが、当審査会において、すでに公開している許可した期間と同一の情報であることを確認した。よって本号ただし書きアに該当し、公開とすることが妥当である。

#### (4) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

### 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9月11日	実施機関からの諮問
10月18日	実施機関からの理由説明書を受理
11月27日	審議 実施機関からの意見聴取
12月18日	審議 異議申立人の意見陳述
平成26年 3月28日	審議

第2部会委員 北原 仁  
井上 雅彦  
臼井 雅子

別表

本件対象文書「平成24年4月1日から平成25年6月28日までに許可した兼業許可申請書」のうち、公開すべき部分

兼業許可申請書中、業務予定期間